

保護者のみなさんへ

## 独立行政法人

# 日本スポーツ振興センターのお知らせ

昭島市教育委員会

昭島市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。これは、学校の授業中や登下校中などに発生した児童生徒の事故や災害に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターから医療費や障害見舞金等が給付されるもので、その概要は次のとおりです。

## ◎ 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入・掛け金

昭島市では、掛け金を全額市が負担していますので、保護者の負担はなく児童・生徒全員が加入となります。

## ◎ 給付の対象となる範囲

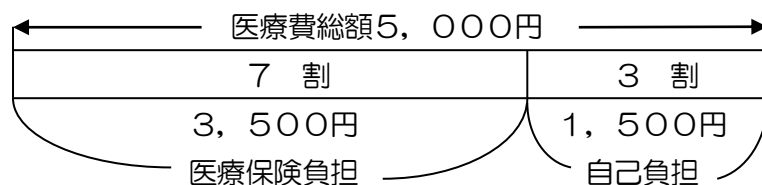
学校の管理下で起こった事故による負傷などであることが条件で、学校の管理下とは、次の場合をさします。

- ① 授業中
- ② 運動会、修学旅行、遠足などの学校行事
- ③ 通常の経路及び方法による登下校時
- ④ その他学校長の指示または承認によって学校にいるとき

## ※ 給付が制限される主な範囲

- ① 医療費の総額が5,000円未満の事故や災害

【補足】一般的に保険診療による自己負担額は、医療費総額の3割なので、**総額が5,000円**の場合、実際医療機関に支払うのは**1,500円**です。



但し、治療が継続した場合、初診の月に5,000円以上にならなくても、次の月以降の分と合わせて5,000円以上になった場合は給付の対象になります。

- ② 保険診療適用外の負担金（差額ベッド代、交通費、200床以上の病院の初診料等）
- ③ 交通事故のように第三者行為で生じた事故

## ◎ 事故や災害にあった時は

事故や災害にあい、負傷などをした場合には、必ず早めに学校へ報告してください。報告が遅れますと、給付の対象となるかどうかの判断がしにくくなります。特に登下校中の事故や災害は、学校でその状況がわかりにくいので、保護者の方はすみやかに学校への報告をお願いします。

### ※ 注意事項 ※

学校管理下のけが等で、保険診療による医療費総額が5,000円以上の場合には、災害共済給付制度が優先されます。**（親）ひとり親家庭等医療証（子）義務教育就学児医療証、その他医療費助成は使用せず、いったん医療費の自己負担分をお支払いください。**

## ◎ 医療費の請求方法

保護者の報告により、学校から次の書類をお渡しします。

### ① 「医療等の状況」

⇒通院した医療機関で記入していただき、学校へ提出してください。

⇒医療機関に支払った領収書（写しも可）を添付してください。

### ② 「調剤報酬明細書」

⇒上記の疾病に対して医師の処方箋をもらい保険薬局で薬を購入した場合、薬局で記入していただき、学校へ提出してください。

⇒薬局に支払った領収書（写しも可）を添付してください。

### ③ 「請求書」⇒保護者が記入し、学校へ提出してください。

### ※ 「高額療養状況の届」

⇒1ヶ月分の医療費の総額が70,000円を超えた場合、保護者が記入し、学校へ提出してください。なお、高額療養費に該当した場合は、自己負担限度額（所得に応じて異なる）を超えた分は加入している健康保険に請求してください。**スポーツ振興センターの給付対象は自己負担限度額分**となります。

## ◎ 医療費の支給方法

通院した医療機関で医療費の自己負担分を支払っていただきますが、書類を学校へ提出後、約3～4カ月後に独立行政法人日本スポーツ振興センターで認定された額が、保護者の指定した口座に振り込まれます。

## ◎ その他

○生活保護を受給している場合は、医療費の支給は行われませんが、障害見舞金、死亡見舞金の支給は行われます。

○給付決定額等に疑問のある方は、教育委員会まで申し出てください。

詳しくは、昭島市教育委員会教育総務課学務係  
電話 042-544-5111 内線 2239  
またはご在籍の学校へお問合せください。